



平成
25年度

予算および事業計画が決定しました。

保険料率を0.2% (うち、被保険者負担0.1%) アップします。 組合会(2月12日開催) 報告

健保組合を取り巻く環境は、事業主業績の低迷による年収ダウンで保険料収入が伸び悩む中、医療の高度化と高齢者の増加による医療費の着実な増加、さらに高齢者医療制度での支援金等の過重な負担の拡大で厳しさを増すばかりです。平成24年度予算は、全国に約1,400ある健保組合のうち約4割の組合が保険料率を引き上げたにもかかわらず、約9割の組合が赤字となっています。

マツダ健保の財政運営も大変厳しく、平成19年度から赤字が続いており、別途積立金を取り崩して対応してきましたが、平成24年度も経常収支で約32億円の赤字となる見通しです。

平成25年度も引き続き厳しい財政状況となりますが、別途積立金の残りすべてと法定準備金を所要限度額まで取り崩し、なお収入不足となる部分について保険料率0.2%の引き上げで対応します。また、事業主：被保険者の負担割合を見直し、引き上げ部分については折半とすることといたしました。これにより、事業主60.7：被保険者39.3となります。(中小企業の加入する「協会けんぽ」は、事業主50：被保険者50)

平成26年度以降も環境の好転は期待できず、また準備金等の取り崩しもできないため、さらなる保険料率の引き上げが必要となりますが、今後の動向を踏まえて来年の予算組合会で改めて提案し審議いただく予定です。

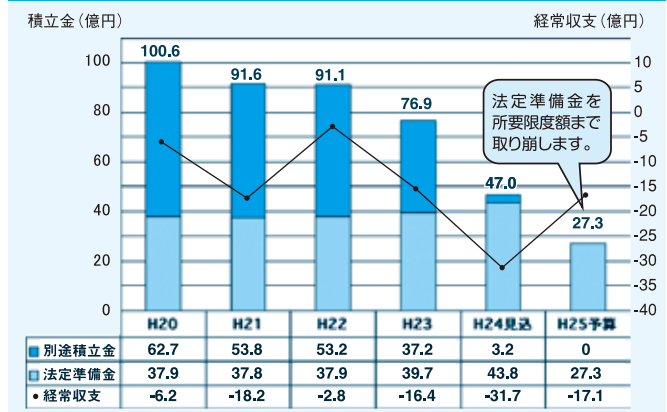
【保険料率の変更】

(単位:%)

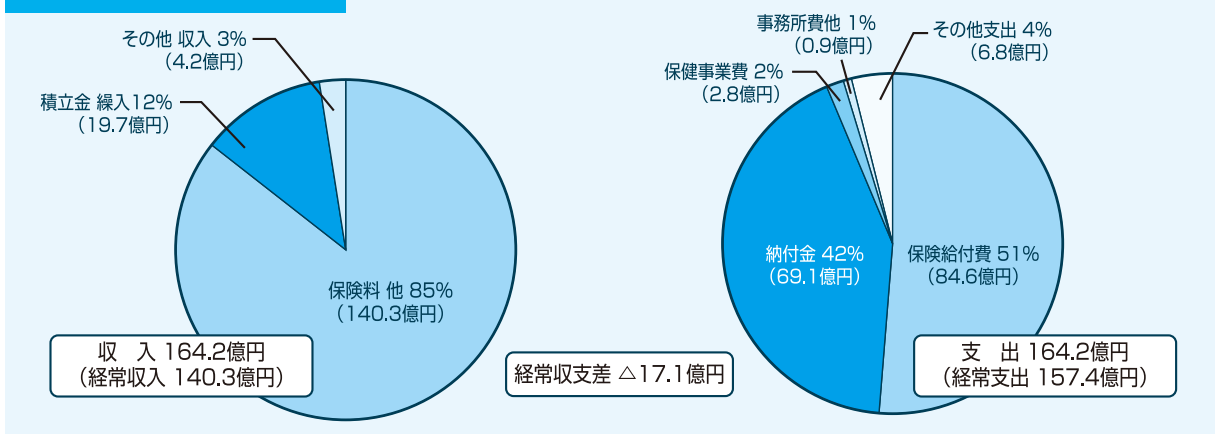
	平成25年3月分(4月給与控除)より				現行			
	基本保険料率	特定保険料率	調整保険料率	計	基本保険料率	特定保険料率	調整保険料率	計
事業主負担	2.572	2.511	0.077	5.16	2.125	2.856	0.079	5.06
被保険者負担	1.664	1.626	0.050	3.34	1.360	1.829	0.051	3.24
計	4.236	4.137	0.127	8.50	3.485	4.685	0.130	8.30

- ・基本保険料・・・保険給付や事業運営にあてる保険料
- ・特定保険料・・・全国の高齢者医療を支えるための国への納付金にあてる保険料
- ・調整保険料・・・健康保険組合連合会の相互扶助事業のための財源にあてる保険料

積立金・経常収支の推移



平成25年度予算



平成25年度の主な事業



● 病気の予防のために…

1. 健診事業
 《被保険者の方へ》
 30・35歳および40歳以上を対象に、事業主と共同でがん検診も含めた健診を実施。
 《被扶養者の方へ》
 40歳以上を対象に、被保険者と同じ内容の「家族健診」、または平成20年度より法令で義務づけられた「特定健診」のいずれかを実施。(対象者のご自宅に健診案内を送付)
2. 高齢者訪問健康指導(63歳以上のご家族を対象)

● 保健指導・PRのために…

1. 特定保健指導の推進
2. 機関紙「やすらぎ」の発行(年2回)
3. 育児情報誌:「お医者さんにかかるまでに」を新生児誕生家庭に配布
4. 事業主との共同保健事業:メンタルヘルス対策の強化など加入事業所の事業を支援
5. 医療費通知(年3回)・高額減額査定通知の発行
6. ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知の発行および利用お願いシールの配布
7. ホームページを活用した情報提供

● 加入者の負担軽減のために…

1. 付加給付制度
 延長傷病手当金付加金(傷病手当金の法定支給期間1年6ヵ月終了後に9ヵ月間延長して支給)

● その他

1. 被扶養者現況確認調査の実施(平成25年7月実施予定)
2. 医療費分析の実施と施策の検討・実施

その他の決定事項

■ 平成25年度介護保険料の料率変更について (介護保険対象は40～64歳のみ)

介護保険料率は単年度見直しを原則としています。平成25年度の介護納付金(介護保険事業の財源として国に納付する健保組合負担額)の支払いにあてるための保険料率を、次のとおりとします。

(単位: %)	平成25年3月分 (4月給与控除)より	← 現 行
事業主負担	0.74	0.68
被保険者負担	0.74	0.68
計	1.48	1.36



電話健康相談の中止のお知らせ

平成14年6月より専門業者に委託して、電話健康相談「マツダヘルシーダイヤル」及びweb相談「健康・こころのオンライン」を提供してきましたが、利用者数の減少や同様のサービスが全国の労災病院、各自治体の公共機関等で提供されていることもあり、平成25年3月31日をもって中止することとしました。



今後は必要に応じて全国の労災病院などや各自治体で実施している同様のサービスをご利用ください。

- ・ 労働者健康福祉機構「心の健康相談室」 <http://www.rofuku.go.jp/>

トップページ > 予防事業 > 勤労者の心の健康づくり推進 > 勤労者心の電話相談

- ・ 厚生労働省「小児救急電話相談(#8000)」 <http://www.mhlw.go.jp/>

この事業は休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか判断に迷った時に、全国同一の短縮番号 **#8000** (携帯電話からも利用可) をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する医療機関等のアドバイスを受けられるものです。



一人ひとりの心がけて医療費の節減を！



マツダ健保の支出の約5割を占める医療費は年々増え続け、財政悪化の大きな要因となっています。今後の保険料アップの抑制のために、みなさん一人ひとりの心がけて医療費を節減しましょう。

1 定期的な健診で健康維持を！



定期的な健診で今の健康状態を把握し、普段からからだのメンテナンスをすることが大切です。体調を悪くしてから医療機関を受診するよりも、健診などで早期に病気の芽を発見し、治療や生活習慣の改善などに早めに取り組むことによって、からだや医療費の負担を少なくすることができます。また、マツダ健保も健診事業に取り組んでおりますので、健診の対象となる方はぜひとも受診し、日々の健康管理に役立ててください。

2 ジェネリック医薬品を活用！



・お薬代が安くなります！

ジェネリック医薬品は新薬の特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分を使用し、効き目・安全性について国が厳しく審査し、承認された医薬品であり、新薬に比べておおむね2割～7割安です。

特に、高血圧や糖尿病など、長期にわたり薬を服用する人は大きく薬代を減らすことができます。

・ジェネリック医薬品を使用するには？

ジェネリック医薬品を処方してもらいたい時は、医師や薬剤師に相談していただくか、直接言いつらい場合は、医療機関または調剤薬局の窓口で「お願いカード」を提示しましょう。

ジェネリック医薬品「お願いカード」はマツダ健保のホームページからダウンロードできます

※平成25年度事業で被保険者証に貼るジェネリック医薬品利用お願いシールの配布も予定しています。

3 やめよう、はしご受診！



はしご受診（重複受診）とは、同じ病気でいくつもの医療機関にかかることをいいます。

マツダ健保に届く医療費の請求書（レセプト）からも、はしご受診の疑いのあるものが多々見られます。病気やけがの治療中に自分の判断で受診先をかえると、検査や薬の重複により、ムダな医療費を増やすことにもなります。また、かえって病気を悪化させかねません。

はしご受診をなくす手段の一つとして、家の近くの医療機関などで、何でも相談できる「かかりつけ医」をもつのもいいでしょう。

4 表示診療時間内に受診を！



医療機関を受診する場合、時間外や休日に受診すると「時間外加算」「休日加算」等がつきますので、緊急の場合を除き、表示されている診療時間内に受診するようにしましょう。

平日の日中は仕事で受診しにくいという人は、夜間や日曜日を通常の診療時間に設定している医療機関を見つけ、診療時間内にかかれば時間外加算や休日加算はつきません。

また、夜間に子どもが急病になった時は、どう対処すればよいのか、医療機関を受診した方がいいのかなど判断に困ったときは、全国同一の短縮番号# 8000(携帯電話からも利用可)もご利用できます。

被保険者証の紛失が増えています！

★被保険者証の紛失 ～よくあるケース～

- 1位…外出中に財布などの中に入れていて落とした
- 2位…保管場所を忘れた
- 3位…部屋の片づけなどで間違えて破棄した



- ・被保険者証を落とした時や、盗難にあった時などは警察に届出をしてください。
- ・被保険者証は公的証明書としても通用する大切なものなので、携帯されない方は日ごろから保管場所を決めて保管してください。

被保険者証を
紛失した
場合は…？

再発行の手続きが必要ですので、マツダ健保に
「健康保険被保険者証 紛失届兼再交付申請書」を職場経由で提出してください。

被扶養者の資格抹消手続きを忘れていませんか？

ご家族の生活環境に変化がある時季になりました。就職・勤務形態の変更による収入増加・別居などで健康保険被扶養者としての資格がなくなったときは、すみやかに（原則5日以内）抹消の手続きをお願いします。

抹消の手続きを忘れたまま被保険者証を使用すると、
医療費をご返還いただくことになりますので、ご注意ください。

手続きに必要な書類

- ・健康保険被扶養者異動届
- ・抹消するご家族の被保険者証
- ・就職の場合は、就職先の被保険者証のコピー



※今年も7月に被扶養者資格調査を予定しています。ご協力をお願いします。

【調査対象】

平成23年12月31日以前に認定された被扶養者で、満20歳以上73歳以下の方。
但し、配偶者の方は、税法上の控除対象配偶者を除きます。

質問
&Q
A

Q 被保険者証を忘れて医療機関を受診したのですが、
どのように申請すればいいですか？

A

被保険者証を忘れて医療機関を受診し、全額自費で支払った場合でも、診療月内に医療機関窓口に被保険者証を提示すれば精算できる場合がありますので、まずは窓口へお問合せください。
それができない場合は「療養費請求書（立替払用）」をマツダ健保に提出して、健康保険負担相当分の払戻しを受けることができます。その際は、「領収書」と「診療報酬明細書（レセプト）」が必要ですので、医療機関で必ずもらっておいてください。

「基幹システムを全面更新」

マツダ健保では、業務遂行の効率性、確実性、迅速性の向上および個人情報管理の更なる徹底を図るため、基幹システムを3月に全面更新しました。マツダ健保が置かれた状況は今後も大変厳しいものがありますが、システム更新を機に、効率的事業運営に一層努めてまいりますので、組合員皆様への引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

やすらぎ (No.464) 2013年4月発行

発行者 マツダ健康保険組合
広島県安芸郡府中町新地3番1号 電話 (082) 287-4644